

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号：34316

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730009

研究課題名(和文)「復讐感情」と「赦し」に関する法哲学的研究

研究課題名(英文)A Philosophical Study on the Passion for Vengeance and Forgiveness

研究代表者

橋本 祐子 (HASHIMOTO, Yuko)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：80379495

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、法と復讐感情との関係について法哲学的考察を重ねた。復讐感情は野蛮であるという一般的理解について再検討を行い、復讐感情は不正義の匡正を求める正義=公平感覚の発露であることを示し、その上で復讐感情が国家刑罰としての応報刑の正当化根拠となりうるかどうかについて考察を行った。国家刑罰としての応報刑の源泉は、個人の主観的な復讐(応報)感情から出発して一般化された復讐(応報)感情に求めることができると論じた。また、刑事政策におけるポピュリズムの台頭などといった、復讐(応報)感情を一般化するプロセスにおける問題や限界についても考究した。

研究成果の概要(英文)：This study shows that a passion for vengeance underlies punishment by opening a new perspective on the relationship between retribution and vengeance. I reconsider the assumption that vengeance is barbaric while retribution is reasonable. At the core of our passion for vengeance is nothing less than a sense of justice, which is an essential component of human nature.

I attempt to describe punishment as an institution rooted in generalized passion for vengeance in a society. Admittedly, there are some problems in emphasizing a passion for vengeance. The most significant problem is penal populism. Undeniably, the passion for vengeance can be used politically. Despite those problems, we cannot eliminate the influence of the passion for vengeance when considering the problem of punishment.

研究分野：法哲学

キーワード：復讐 復讐感情 応報刑 正義感覚

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究開始に至るまで報告者は、現代正義論の一つの立場であるリバタリアニズム(自由尊重主義: libertarianism)の法理論に関心を持ち研究を重ねてきた。リバタリアニズムは、個人の自由を最大限重視する考え方である。国家は個人の自由を脅かすものとして捉えられ、その機能を可能な限り縮小することが要請される。国家刑罰権は国家による物理的強制力の行使であることから、リバタリアニズムは基本的に刑罰制度に対して否定的である。また、リバタリアニズムにおいては、犯罪被害者の侵害された権利の回復が最優先されることから、刑罰制度を廃止し損害賠償制度へ一元化論せよと主張する論者もいる。報告者は、このようリバタリアニズムの刑罰制度批判、損害賠償一元化論を足がかりとして、民刑分離の原則の自明性を問いなおし、それを通じて国家刑罰権の正当性について考察を重ねてきた。

損害賠償一元化とは、権利侵害に対する合理的対処を徹底する過程である。しかしながら、研究を進めるなかで、そこには決して回収されないもの「復讐感情」が確実に存在しており、これを国家が法制度によって合理的に処理しうるものなのだろうかという問題を認識するに至った。

(2) はたして、復讐感情は法制度によって合理的に処理しうるものなのだろうか。近年の民主主義国家においては、刑事司法政策が政治化し専門家の意見が軽視され国民感情が重視されるという、ポピュリズム刑事政策(penal populism)が深刻な問題となっている。ポピュリズム刑事政策においては犯罪被害者の運動が大きな影響力を有していることを考えるならば、人々の有する復讐感情の問題を看過することはできない。

なぜ、復讐感情は近代的な刑罰制度の下においても消え去ることなく影響力を有し続けているのだろうか。このような問いに答えるためには、復讐感情を野蛮で非合理的なものとして排除の対象とするのではなく、人間の本性に深く関わるものとして肯定的に捉える必要がある。また、復讐感情について分析するためには、しばしば復讐の対極に位置づけられる赦しについても考察の対象とする必要があると考えた。

復讐や復讐感情に関する分析的な研究は、国外においては行われているものの、国内において、とりわけ法学の領域においてはその数は多くはない。さらに、復讐や復讐感情に対して肯定的な視座に立つ研究となると、法学の領域においてはほとんどみられない。

以上が、本研究を開始した当初の背景である。

2. 研究の目的

(1) 刑事司法政策においてポピュリズムの影響が強まっているとされる今日、「法は復

讐感情をどのように取り扱うべきか」という問題についてあらためて考える必要がある。その際には、復讐感情は野蛮なものであるとして単に非難し退けるのではなく、復讐や復讐感情とは何かについて理解することが求められる。本研究ではまず、復讐や復讐感情とは何か、復讐の対極に位置づけられる赦しとは何かについて分析を行う。そして、それらが正義の概念とどのような関係にあるのかについて明らかにすることを旨とした。

(2) 復讐と刑罰とは異なるものであり、国家刑罰制度は復讐感情を克服した装置であると論じられる場合が多い。けれども、はたして刑罰制度と復讐感情を切り離すことはできるのだろうか。本研究では、応報と復讐の区別について検討し、復讐や復讐感情が国家刑罰制度の正当化においていかなる役割を果たしうるのかについて考究することを旨とした。その際、刑罰制度の正当化論の一つである応報刑論と復讐、復讐感情の関係に着目することとした。また、法制度が復讐感情を取り扱う際の問題点や限界についても明らかにすべく試みた。

3. 研究の方法

(1) 復讐や赦しに関する哲学、道徳心理学の文献を渉猟し精読することを通じて、復讐と赦しという観念の明確化に努めた。

(2) 刑法思想史、刑事政策理論に関する国内外の文献を渉猟し精読することを通じて、刑法や刑事政策における復讐や赦しの位置づけについて検討を行った。

(3) 法と文学、法と感情、法人類学の文献を渉猟し精読することを通じて、法と復讐、復讐感情との関係について考察を行った。

(4) 以上の成果を踏まえた上で、国家刑罰制度と復讐感情の関係について正義論の観点からも考察を行い、学会や研究会においてその成果を報告した。その際に得られた批判をもとに理論的彫琢を試みた。

4. 研究成果

(1) 復讐、復讐感情、赦しの概念に関する考察について。

復讐、復讐感情に重点をおいて分析を行った。「復讐は一種の野蛮な正義である。人間の本性がそれに傾けば傾くほど、法律はますますそれを根絶しなければならない」というF. ベーコン(Francis Bacon)の言葉は、復讐は人間の本性と分ち難く結びついた野蛮なものであり、法によって統制されるべき対象であるという理解を示している。このような復讐についての捉え方は、刑罰と復讐の区別にもあらわれている。刑罰と復讐は、同じように犯罪者に対して苦痛を与えるものであっても、「刑罰は文明的で合理的なもので

あるのに対して、復讐は野蛮で非合理的なものであるという点において、両者はまったく異なるものである」という考え方が根強い影響力を有している。しかしながら、このような捉え方は適切なのだろうか。

刑罰と復讐の区別を強調する論者は、R. ノージック (Robert Nozick) による応報と復讐の区別に関する議論にしばしば依拠している。応報と刑罰は異なるものであるが、応報は刑罰の有力な正当化根拠の一つであるがゆえに、刑罰と復讐の区別を強調する論者はノージックの議論を援用するのである。そこで、復讐とは何かについて明らかにするために、まずノージックによる応報と復讐の区別について批判的な検討を行った。

ノージックによれば、応報と復讐は五つの点で区別される。すなわち、「応報が不正に対するものであるのに対し、復讐の対象は侮辱でも加害でも軽蔑でもありうるので、不正である必要はない」、「応報が不正の重大さに応じて刑罰の量の内在的な制限を設定するのにに対し、復讐は課される害悪について内在的に制限を設定する必要はない」。

「復讐は個人的であるのに対し、応報の主体は、自分が行う応報の対象である不正の被害者と何ら特別の絆あるいは個人的な絆を有している必要はない」、「復讐は他者の苦しみを喜ぶという特有の感情的トーンをもっているが、応報は感情的トーンを含む必要はないか、あるいは正義が行われるのを喜ぶという別の感情的トーンを含んでいる」。

「復讐に一般性は必要ではない。しかし応報を科する者の方は、不正に対して功罪に応じた刑罰を科する際に、類似した他の状況においても刑罰を要求する一般的な諸原理にコミットしている」というものである。もちろん、ノージックは応報と復讐を完全に区別することができるとは考えてはおらず、両者が重なる部分が存在することも認めている。とはいえ、ノージックによる区別に対しては批判が可能である。例えば、¹⁾については、復讐が復讐として成立するためには一定の内在的な制限を有していると反論することができる。復讐として相手に科した害悪が、被った害悪と比較して甚大な場合には、それはもはや復讐と呼ぶことは困難だからである。また、²⁾に関しては、復讐はサディズムとは別のものであり、復讐もまた応報と同様に、正義が行われたことへの喜びという感情的トーンを含むのではないかと指摘することができる。このような考察の結果として、ノージックによる応報と復讐の対比は成功しているとは言えないという結論に至った。

ノージックによる対比が成功していないとすれば、ノージックの議論に依拠して「刑罰は正義に適うものであるのに対して、復讐は野蛮なものである」と主張することが可能となるのは、「応報」と「復讐」の定義の段階において、「応報は正しいが復讐は正しくない」という判断がすでに入り込んでい

らにほかならない。「復讐は野蛮なものである」という、一般に広く浸透している復讐に対する否定的な特徴づけの根拠は確固たるものではないと論じた。

その上で、復讐や復讐感情について肯定的な分析を行っている論者の見解について検討を行った。例えば、R. ソロモン (Robert Solomon) は、悲惨な不正に対して仕返しを求める正義感覚は自尊心の核心であり、応報と復讐に共通するものとして捉えている。W.R.P. カウフマン (Whitley R.P. Kaufman) は、不正によって傷つけられる個人の名誉に着目し、応報と復讐は、被害者の名誉や尊厳を回復するものだとして主張する。これらの見解についての考察を通じて、復讐は応報とともに不正義に対する匡正を求めるものであり、復讐感情は正義感覚として捉えることができるという結論に至った。

研究開始当初に想定していたよりも、復讐や復讐感情とは何かという問題自体が奥行きのあるテーマであったため、これらに重点を置いて研究を進めることに変更した。それゆえ、当初考察の対象としていた赦しの概念については、J. マーフィー (Jeffrie G. Murphy) による分析や修復的司法に関連する文献を精査するに止まらざるを得なかった。

また、上記の復讐、復讐感情の分析を踏まえた上で、法制度がそれらを取り込む際の問題点について、アメリカ合衆国の被害者影響陳述制度を素材とした A. サラ (Austin Sarat) による議論などを手がかりにしながら検討を行った。

ここまでの成果について論文にまとめ (雑誌論文)、日本法哲学学会学術大会分科会 (学会発表)、法理学研究会 (学会発表)、北海道大学法学研究科法理論研究会 (学会発表) などで報告を行った。

(2) 復讐感情と応報刑に関する考察について。

(1) において、復讐と応報は正義感覚の発露という点では同じであることを確認したことを踏まえて、次に、国家刑罰権を正当化する上で復讐感情はどのような役割を果たすのかという問題について、応報刑論を取り上げて考察を重ねた。

応報主義を個人の復讐 (応報) 感情から説明する理由は、J. マッキー (John Mackie) の「応報のパラドックス」という議論に負っている。「応報のパラドックス」とは、刑罰に関する応報原理を道徳的思考の体系のなかで説明することはできないものの、一方で、応報原理をわれわれの道徳的思考からは排除することはできないというものである。つまり、「有罪の者は罰せられなければならない」という原理を、功績やフェアプレイなどといった道徳的思考によって正当化することには成功しないにもかかわらず、この原理を否定することもできないということであ

る。マッキーによれば、このような「応報のパラドックス」を解決するためには、問いの立て方それ自体を見直す必要があるという。すなわち、「なぜ不正な行為が制裁に値し、よい行為が報償に値するのか」と問うのではなく、「なぜわれわれは、不正な行為は制裁を要請し、よい行為は報償を要請するとみる、根深い傾向を持つのか」と問うべきだといふのである。このような問いを立てたならば、個人の復讐（応報）感情が一般化されたものとして、応報主義を説明することが可能となる。マッキーによる生物学的、社会学的な議論や、A. スミス（Adam Smith）の共感理論を手がかりにして、個人が有する主観的な復讐（応報）感情が一般化されるプロセスについて考察を行った。応報主義の実践としては、国家による刑罰ではなく、私人による復讐という選択肢もあるが、なぜ国家刑罰が選ばれるのか。私人による復讐に委ねた状態では、J. ロック（John Locke）が指摘した、自然状態のままのままでいる不都合、つまり「正・不正の判断基準となる衆知の法が存在せず、公平な裁判官も存在せず、判決を執行する法執行機関も欠如している」ということが当てはまるのでからである。これらの不都合を克服するために、応報主義の実践としては、私人による復讐よりも国家刑罰として制度化されることが選択される。このように、応報刑は一般化された復讐（応報）感情が結晶化されたものであると論じた。

また、個人の主観的な復讐（応報）感情を一般化し、客観的な法制度に取り込むにあたっては限界があることや、ポピュリズムによって、復讐（応報）感情が一般化されるプロセスが歪められるなどといった問題点についても考究した。

以上の研究成果を、日本法哲学会学術大会統一テーマ（「応報の行方」）報告などで発表し（学会発表、学会発表）、論文にまとめた（雑誌論文）。

（3）今後の展望について

本研究においては、個人の主観的な復讐（応報）感情が社会の中で一般化され、さらにそれが結晶化されたものが国家刑罰であるという議論を展開した。それでは、一般化された復讐（応報）感情から死刑を導出することは可能なのだろうか。死刑存置論のなかには遺族感情に言及する議論もあり、とりわけ日本ではその傾向が強いように思われる。今後は、刑罰一般ではなく、とりわけ死刑に着目し、復讐（応報）感情との関係について考察する研究を行いたいと考えている。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

橋本祐子、応報刑と復讐、法哲学年報、査

読無、2015年度、2016年刊行予定、頁数未定。

橋本祐子、書評 Whitley R.P. Kaufman, Honor and Revenge, A Theory of Punishment, Springer, 2013、九州産業大学基礎教育センター研究紀要、査読無、第4号、2014年、29-36頁。

橋本祐子、復讐感情と法に関する覚え書、同志社法学、査読無、第64巻第3号、2012年、491-511頁。

〔学会発表〕（計6件）

橋本祐子、応報刑と復讐、日本法哲学会、2015年11月8日、沖縄県市町村自治会館（沖縄県・那覇市）。

橋本祐子、応報刑と復讐、法理学研究会、2015年10月24日、同志社大学（京都府・京都市）。

橋本祐子、復讐と刑罰-復讐・応報感情からの一考察、龍谷大学法学会研究会、2014年12月3日、龍谷大学（京都府・京都市）。

橋本祐子、復讐と刑罰-復讐・応報感情からの一考察、北海道大学法学研究科法理論研究会、2014年11月1日、北海道大学（北海道・札幌市）。

橋本祐子、復讐感情と法に関する一考察、日本法哲学会、2013年11月16日、駒澤大学（東京都）。

橋本祐子、復讐と法に関する一考察、法理学研究会、2013年6月22日、同志社大学（京都府・京都市）。

〔図書〕（計1件）

陳起行、江玉林、今井弘道、鄭泰旭主編、後継受時代的東亞法文化 第八屆東亞法哲學研討會論文集、元照出版、2012年、453-460頁（橋本祐子「復讐、刑罰、ポピュリズム刑事政策」）。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

橋本 祐子 (HASHIMOTO, Yuko)

龍谷大学・法学部・教授

研究者番号：80379495